1.講師派遣事業料金(令和4年4月1日改定)

- 派遣料金は講師料金、旅費及び宿泊費を合わせたものとなります。
- 料金の支払いは、協会口座への振込とします。 ※振込手数料については、ご負担願います。

【講師料金】

- 1. 講師2名以上の依頼の場合は、人数分の料金を請求させていただきます。
- 2. 土、日、祝祭日及び夜間は、平日日中料金の25%増しとします。 なお、日中の定義を講演17時終了までとします。

(税込)

職種	1時間あたり	30分超過毎の
		追加料金
医師	¥22,000	¥11,000
保健師·管理栄養士·	¥11,000	VE E00
健康運動指導士		¥5,500

【旅費】

- 1. 旅費は1車両あたりの料金(協会から派遣先までの往復距離で計算)とします。
- 2. 公共の交通機関を利用した場合は実費請求させていただきます。

(税込)

	内訳	詳細等
公用車 (1車両あたり)	車賃	宮崎県健康づくり協会〜現地までの往復距離 37円/1km
		※10km未満の場合は一律400円
	高速道路料金	必要に応じて発生(見積時に提示)

- ※往復距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。
- ※車賃については、算出された金額の100円未満を切り上げて、100円単位で請求いたします。

【宿泊費】

宿泊を伴う依頼の場合、宿泊料金は実費請求させていただきます。